



王塚装飾古墳館のマスコットキャラクター 古代くん

古代くん情報局

健康

後期高齢者医療制度に加入しているみなさんへ

後期高齢者医療制度の保険料及び保険証の更新について

後期高齢者医療制度の保険料率は2年に一度改正することとされており、制度開始以来、初めての保険料率の改正を行いました。

その結果、平成22年度及び平成23年度の所得割率と均等割額は以下のとおりとなります。

【後期高齢者医療制度 保険料と算出方法】

	平成22年度 平成23年度	前年度比較	平成20年度 平成21年度
均等割額	52,213円	1,278円増	50,935円
所得割率	9.87%	0.63ポイント増	9.24%
賦課限度額	50万円	増減ない	50万円

均等割額・・・被保険者全員が等しく負担するもの

所得割額・・・総所得金額等（※注）に応じて負担するもの

※注 「総所得金額等」とは、前年中の「公的年金等収入－公的年金等控除」、「給与収入－給与所得控除」、「事業収入－必要経費」等の合計額で、各種所得控除前の金額です。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{均等割額} \\ \hline 52,213 \text{ 円} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割額} \\ \hline (\text{総所得金額等} - 33 \text{ 万円}) \times 9.87\% \\ \hline \text{(所得割率)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{保険料額} \\ \hline \text{(年額)} \\ \hline \end{array}$$

【保険料軽減措置について】

平成22年4月1日時点の世帯の所得状況等に応じて、保険料の軽減措置が行われます。

保険料、軽減措置の詳細は、7月に送付予定の「平成22年度
後期高齢者医療保険料決定額通知書」でご確認ください。

【後期高齢者医療被保険者証（保険証）の更新】

現在お持ちの保険証の有効期限は、平成22年7月31日までとなっています。8月1日から使える新しい保険証は、7月下旬に郵送します。

問合先

保険環境課 医療介護保険係 ☎ 65-1097